

★ 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第六十四号）（薬務課）

一 制定の要旨

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる規則について引用する法律の題名を改正するなど必要な改正を行った。

- 1 広島県地方機関の長に対する事務委任規則
- 2 広島県行政組織規則
- 3 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
- 4 母子保健法施行細則
- 5 麻薬及び向精神薬取締法施行細則
- 6 薬事法施行細則
- 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

二 施行期日

平成二十六年十一月二十五日